

外為令の該非判定用パラメータシート
 外為令別表の8の項(2) (省令第20条第2項)
 [非該当電子計算機等に係る技術]

提供技術名 : _____
 メーカー名 : _____
 型及び等級 : _____

CISTEC 2018.01.22

パラメータシート
 様式: 該役コ-8(2)

(P1/2)

(平成30年1月22日施行政省令等対応)

質問事項	区分 (注1)		回答		備考
	技	プ			
電子計算機若しくはその附属装置又はこれらの部分品の設計、製造又は使用に係る技術(外為令別表の8の項(1)、4の項に該当するものを除く。)であって、					
一 加重最高性能が8.0実効テラ演算超~16実効テラ演算以下のデジタル電子計算機の設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)か?	○		<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 製造	
二 デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であって、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が8.0実効テラ演算超~16実効テラ演算以下になるものに該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)か?	○		<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 製造	
三 加重最高性能が8.0実効テラ演算超~16実効テラ演算以下のデジタル電子計算機を設計し、若しくは製造するために設計したプログラムか?		○	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 製造	
又は そのプログラムの設計若しくは製造に必要な技術(プログラムを除く。)か?	○		<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 製造	
四 上記第三号のプログラムの使用に必要な技術(プログラムを除く。)か?	○		<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい	
五 デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であって、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が8.0実効テラ演算超~16実効テラ演算以下になるものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラムか?		○	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 製造	
又は そのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術(プログラムを除く。)か?	○		<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 製造 <input type="checkbox"/> 使用	
六 侵入プログラムの作成、指揮統制又は配信を行うように設計若しくは改造されたプログラムか?		○	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい	
又は そのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術(プログラムを除く。)か?	○		<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 製造 <input type="checkbox"/> 使用	
(解釈) 「貨物等省令第20条2項第六号中のプログラム及び技術」: 情報システムのセキュリティの維持を目的とするものであって、サイバー攻撃に関する情報の収集、調査、解析、対策、防御又は予防のためのものを除く。					

外為令別表の8の項(2) (省令第20条第2項)
 [非該当電子計算機等に係る技術]

パラメータシート
 様式: 該役コ-8 (2)

(P2/2)

(平成30年1月22日施行政省令等対応)

質 問 事 項	区分 (注1)		回 答		備 考
	技	プ	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい	
七 侵入プログラムの設計に必要な技術(プログラムを除く。)か? (解釈) 「貨物等省令第20条2項第七号中の技術」: 情報システムのセキュリティの維持を目的とするものであって、 サイバー攻撃に関する情報の収集、調査、解析、対策、防御又は 予防のためのものを除く。	<input checked="" type="radio"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(判定) 以上の結果、省令第20条第2項に該当するか?			<input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該 当	

(注1) 区分欄の「技」は技術(プログラムを除く。), 「プ」はプログラムを指し、技術のみの判定の場合は「技」のみを、プログラムのみの判定の場合は「プ」のみをチェックする。

判 定 回答欄において回答が全て左欄にチェックされた場合は当該技術(プログラムを含む)が非該当であり、一つでも右欄にチェックされた場合は該当と判定される。

検討の結果、以上相違ありません。

作成責任者: (作成年月日 年 月 日)

会 社 名

所属・役職

(フリガナ)

氏 名

電 話

印